

(第一類 第二號)

衆第一
十四回
議回国院会

地方行政委員會議錄第三十六号

(五五七)

昭和三十一年四月十三日(金曜日)

出席委員
△前一時五分開話
地方財

理事 龜山 孝一君 理事 鈴木 直人君
理事 永田 亮一君 理事 吉田 重延君
理事 中井 德次郎君

地方交付税法の一部を改正する法律
案(内閣提出第五〇号)
地方財政の再建等のための公共事業
に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第八一號)
地方財政法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇八号)

よす。
地方交付税法の一部を改正する法律案、地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律案及び地方財政法等の一部を改正する法律案の各案を一括議題として審議を行います。

國務大臣 太田 正孝君

つております。これを許します。
太田國務大臣 昨日中井委員から御質問がございました。その趣旨はこう
うようご了解しておきました。定期

小林與三井君
治行政部長
總理府事務官(自
後藤 傅君

昇給及び昇格を実施していない地方団体がきわめて多いが、昭和三十一年地方財政計画につきましては、給与費に

總理府事務司長政務官
自治廳財政司長
都督
柴田
護君

十分見込まれてゐるので、政府はこのようなゆがんだ姿を昭和三十一年度において解消するよう、積極的に指示

月十三日

ようになります。三十年度の問題に
きましては、私の御答弁申し上げた
とて、財政部長からその状況を御説
申し上げます。今の御質問に対して

日の会議に付した案件

第一類第二號 地方行政委員會議錄第三十六號 昭和三十一年四月十三日

○後藤政府委員 昨日申し上げました
給与の昇給、昇格の実施状況、三十年
度分であります。申し上げますと、
一月になりますと、一月分はやらない
ところと不明なところと合せまして五
県くらい、ですからそれ以外の県は昇
給を実施いたしております。

ております。また昭和三十一年度の地方財政計画におきましては、給与実態調査を基礎として、国家公務員の給与単価に準じて給与費を是正し、これを基礎として国家公務員並みの定期昇給を実施できるよう措置せられておるので、この状態はさらに改善の度を進めると考えるのであります。政府としては御趣旨を十分尊重の上、指導に遺憾なきを期したいと考えておるのでござります。またこの御趣旨につきましては関係方面に通知を出すことにいたします。

○中井委員 今承わりますと、大臣お話を大体了解はできるわけですが、最後に関係方面に通知するということになりますが、関係方面と言われますと関係の府県、市町村、そういう自治体の理事者に通知を正式にお出しになるのであるか、その点を一点念のためにお伺いいたしておきますことと、それから今の後藤君の御答弁でござりますが、一月には五県くらいを残してしまっておるというが、それは過去のたとえば昇給ストップとか昇格といふのを全部一月において整理をしてしまったのであるか、その辺のところをはつきり承わっておきたいのであります

それから府県、市町村に対しても通知をお出しがなることありまするが、この問題は、御案内の通り数日前から、全国から地方公務員が大せい出かけて、私ども陳情を受けております。そういう意味からいいまして、私はこれはできるだけ早期にお願いをいたすべき筋合いのものであろうといたしますし、またできれば、そういう基本的な労働者の権利でございまするから、基本的なこととして十分な力強い勧告の内容にしていただきたい、かように私は希望いたしておりますのであります。が、その点について、時期等について一つ御回答をお願いいたしたいと思ひ

○鈴木(俊)政府委員 ただいま大臣がございました。御答弁申し上げました趣旨は、お詫びをいたしました。ごとく都道府県、市町村に通知をいたしました。予定でございます。

○後藤政府委員 今申しました一月の昇給分は、県によりまして、過去の分まであわせてやつたところとそうでないところ、それから条例を改正して昇給期間の延伸をはかったところ、それからある程度の全体のペーセントをきめてやつたところ、そういうものがござります。

○小林(異)政府委員 ただいまの全国都道府県並びに都道府県を通じて市町村に出す通知につきましては、できるだけ早く、できたら、きょうじゅうにでも出したいと思っております。それで自治庁として許される限度で、御趣旨に沿うような趣旨で通知を出したいと考えております。

○大矢委員長 よろしくうながしますか。

○中井委員 それじゃ一応今の問題についてでは……。

○大矢委員長 ちょっと私から聞きますが、人事委員会は各府県で大体直接選挙で独立しておるような格好ですが、特に関係の深い各府県の人事委員会に、そういう政府の方針を通達する御意思があるかどうか。

と人事委員会の両方へ出したいと思います。
○大矢委員長 それじゃよろしくうへ
ざいます。

質問は通告順によつてこれを許します。川村君。

○川村(継)委員 大臣にお尋ねしておきたいと思うのですが、実は一昨日の委員会でお尋ねしたいと思っておりましたが、大臣が途中でどこかへおいでになりましたので、お聞きすることができませんでした。それは今議題になつております地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律案と直接は関係ないと思いますけれども、やはり地方の負担になつていくのじゃないかというおそれを非常に持っておりますので、この前からお聞きしているわけです。内容については次長及び財政部長からいろいろお聞きいたしましたが、まだ私としてははどうしても納得のできない点がありますからお聞きするわけです。

それは大臣も御承知だと思いますが、本年度政府の一つの重要施策として、農山漁村の建設総合対策というのが立てられておるはずであります。その中で、新農村建設という名目で国から補助をして、この目的を達成したいというような問題があるわけですが、私の知るところでは、何べんも申し上げましてくどくなりますけれども、大体次のようになつておるようであります。すなはち全国の市町村に年次別に計画を及ぼすという構想のもとに、本年度は全国市町村の中から五百町村だけ指定いたしまして、これに補助を出して、今申し上げます新農村の建設をやろう。この五百町村の指定にはいろ

いる方法が考えられておると思いまが、財政面であります。つまり指定された町村には、完成年度を二ヵ年と見て、一千五百万円を予定する。本年はとりあえず六百五十万円ということでお考えになります。ところがこの補助率は人体三割から五割ということで、平均四割と見ておるようになります。そうすると、指定された一町村の補助金は、四割といたしましても二百万円といふ国から補助が行く。ところがそうなりますと、残りの三百五十万程度のものは、その指定された町村が負担しなければならない。こういう結果になると思うのです。ところから、これは財政計画の面ではもちろん考えておられないし、本年度はこれが五百萬円でありますけれども、全国の町村に及ぼすうとことありますから、当然われわれとしては問題として考えなければならない。こういうことを考えて考えるわけです。これについて、町村が負担する財政関係はどういうふうになつていくのか、この前の次長及び財政部長のお答えでは、この補助対象は農村あるいは漁村の団体で、農業団体であるから、直接市町村は負担しないたいというような意味の御見解がありましたがけれども、私はどうしてもそのまま受け取りにくいのです。大臣としては、閣議でもいろいろの決定された問題でもありますましょくから、大臣のそれらについての御見解をとくと承わっておきたいと思います。

いくのではないか、そういうことはないのではないか。官としてもしっかりと把握ができるのではないか、こう私は思うのです。確からにそういうふうに市町村には全然負担がないのか、どうも私としてはそのと納得参りませんがね。

○大田国務大臣 この振興計画の実現につきましては、いろいろな経験をなされました。四月六日の閣議におきまして新農山村建設総合計画の要綱をきめたのでござります。その振興計画の趣意は、農山漁村に関する生産設備の整備、農林漁業の經營の改善及び技術の改良、農山漁村民の生活の改善等、農林水産物の生産及び販売の調整等について、これらが相互に有機的に連絡を持ちつつ総合的な効果を上げるという樹立すること、こういうことになりますので、相当農林漁業関係のお方々に利益と申しますか、有利になると見て参りますので、こういう意味から申しましても、団体の費用にこそこそなっても、市町村が負担するといつてはならないのでござります。六割利潤の団体負担のうちでもって四割が融資で、二割が地元の負担になっております。さよう御了承願いたいと思います。

○川村(継)委員 今の御答弁で相當はつきりしてきたように思いますけれども、せっかく本年度は大臣が苦労な定ということをなさった、一さつて財政計画をお立てなさった、しかし、かしこういうような事態が一応閣議決定ということをなしておきましたが、実際それが施行される場合には、思われる負担を市町村にかぶせつたならば、とんでもないことになる。せっかく当委員会でも地方財政の打開のために、長い間努力せられたことが

長点が付いたときを画補技術と申します。これは農村に於ける水泡に帰するのではないか、こうした心配をするのです。先には消防団員のあいう法律案ができまして、四千円というようなことがぱっと飛ばして出していくというようなことがあつたのであります。ただこういうような問題を政府として今農村計画に手を打つと、あるいは牛糞の言葉かもしませんけれども、一つの選択策みたいな考え方で、こういうことをたどおりになつて、それが地方財政の負担にはね返していくような事態ができては、大へんなことになるのじゃないかと思うのであります。もしも将来そういうことが起きた場合には、五百町村といふものが指定されましようが、起きた場合には大臣としてはどういふうに対策を立てていかれるおつもりか、その辺も一つあわせてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

「どうう」となりますと、一つの部落について考えてみましても、だれがそれを負担するかということはつきりわからぬ面が必ず出て参ります。そういう場合にはこれまでの長年のしきたりで、やはり町村にそれがかぶさってくる。この点は自治庁が——農林省が予算をとったときに抜からずやはり自治庁も、これは地元負担にあるとすると五分や一割は市町村にかかるということで財源をとつてもらいいたかった。こういう意味で尋ねておるというふにもとれたものですから、この点一言申し上げておきます。

それからこれはちょっと緊急なことなんですが、実は福岡県におきましては県会が非常に理事者と対立いたしまして、この三月三十一日に流れてしましました。そうしてすべての議案が流れてしまいまして、県知事は予算なんか強制的に専決処分何かでやつておる。それに関連しまして、九州地方では四月一日から俗に言う宝くじを発行しておるそうであります。この宝くじはおそらく自治庁の認可が必要とされるのでありますし、また県の内部においては県会の議決を必要とする。そういうわけでなければ私は無効であるのではないかと思います。有価証券みたような疑問が巻き起こるよう私はけさ承わつたのであります。これについて自治庁側の見解を伺つて、そうして現地の紛争の調停の資料にしたい、かように存じて私はお尋ねするのであります。これがはどうでございましょうか。福岡県單独ではなくて、九州全体としてやつておるようであります。そ

れはどういう組合でやつておるのであ
るか、その法制的な組み立てはどう
か、その場合に福岡県の知事はどうい
う関係にあるかこれをちよつと御回
答願いたいと思います。

○太田国務大臣 第一の問題につきま
しては、地方市町村の負担にならない
ように十分注意申し上げます。

○後藤政府委員 福岡の宝くじの問題
であります、私どもの方針といたし
ましては、各県別にやるのを建前にい
たしております。しかし小さい県でや
りますと、賞金の額が非常に小さく
なって参ります。そうすると売れ行きに
非常に影響がござりますので、各府県
からの要望でもつてブロック別にやら
してもらいたいという要望がございま
すので、そういう方式も認めておりま
す。それから全国一斉にやるもの何回
か認めております。ブロック別にやり
ます場合に、もちろん個々の団体ごと
にそれぞれ議会の承認を得てやるので
あります、が、今回の福岡の場合はそ
の承認が得られない状態にあるもので
はないかと思います。われわれの方と
いたしましては、協議会に対しても許可
をするという方式をとつておりますの
で、事後ににおいて県会に諮つて承認を
すれば、やはり福岡県で販売したもの
に対するところの収益分は県に入つて
くる、こういうふうに考えたらいの
ではないか、そういうような事後承認
の措置をとつて福岡県分を福岡県に回
すようにしたらどうかと考えておるの
であります。

についていつ認可をしたのか、そういう点をちょっとお答え願いたい。
○後藤政府委員 団体の名前は今正確に覚えておりませんが、宝くじといふのは法律用語はむずかしいのであります。後藤政府委員 团体の名前は今正確に覚えておりませんが、宝くじといふのがついておるのであります。これを認めましたのは、大蔵省から宝くじの仕事の引き渡しを受けました二十九年ごろからたしかやつておると思います。全国的にやつたのではありません。初めは東北とか特殊な地区だけでやつたのです。それを全国的に希望がございましたので、昨年からは全国的にブロック別に認めております。認可というのではなくて、あれはたしか一部組合の形になつておると思います。

とになつておるはずでござります。
○中井委員 この宝くじの発行について、組合が自主的にできて、決定をされる。しかしそうなりますと、一部組織の内部において、たとえばちょうど学校組合を作つて、一つの新制中学をするという決議をその組合でもつて、学校がいよいよできる、ところそのうちの一つの村は村委会においての学校の建設というものについて否をする、そうして非常な紛争を巻きますというような事態と、法上は私と同じだと思うのであります、そういう場合の理事者の責任、それから組合との関係、この法律的な関係は、ういうふうになりましようか。

おりました問題は、大臣から答弁をいたいたいのですが、今度国庫負担の負担率等を引き上げたりして、非常に御努力下さったのですけれども、今の新農村建設の問題につきましては、一応大臣としては、市町村は負担できませんという御見解のようでありますけれども、實際末端市町村で生活しておりますものの立場からすると、いろいろなものがおおいからさつてきているのは事実でござりますから、その点は一つそういう結果にならないように、さつき大臣の御答弁がありましたように、御努力願いたいと思います。それから私はほかに二、三概略的なことをこの際お聞きしておきたいと思うのです。一つは地方財政法の一部改正についてでありますが、第三十三条の地方債の特例を削除されましたその理由を、少しこまかに御説明願いたいと思ひます。

費」というのも削られておるのであります。これが削られたことは、つまり地方債としての特例を認めない。こういうことは、どういうような理由、見解からこの消防というものを削ってしまったん

○後藤政府委員 第五条の規定の改正
がかつてありました際に、こういふものは全面的にやめるような文句に直つたのであります。五条の、前の文章と比較するとよくわかりますが、土木施設等の公用施設又は公用施設の建設事業費の財源とする場合この中にみな入つておる。公用施設の建設事業費の中に消防ももちろん入るということでありまして、別にここであらためて書く必要はないということになつております。

設強化促進法に基いていろいろ施設をやりたいというような場合には、起債というものはできるわけですね。それでは次にもう一つ、概括的な問題でありますと、交付税の問題につきまして一つお聞きしておきたいと思うのです。交付税法の一部改正で、測定単位、それから単位費用の改正がなされておりますが、経費の種類ごとに一べついたしましても、単位費用の額を見ましても、ずいぶん問題になるような点があるようでございますが、特に都道府県分の土木費関係で単位費用が相當下つておる。道路費にいたしましても橋りょう費にいたしましても、たとえば橋梁の費用のごときは百三十七円六銭、それが八十四円というように、ずいぶん下っている。全部下げていよいよこの辺の見解をお聞かせいただきたい。

○柴田説明員　土木費につきまして、単位費用が結果的には下っていますが、下つておりますのは、軽油引取税が新たに設けられることになりました。併しまして、軽油引取税は目的税でございますので、そのものにしか使えない。従つてこの引取税は基準財政収支の計算には入れません。そこで、其の伴いまして、軽油引取税は目的税でござりますので、そのものにしか使えない。従つてこの引取税は基準財政収支の計算には入れませんので、軽油引取税を考慮いたしました。従いまして反対的に単位費用が落ちておりますけれども、給与費の是正等の措置は計算に入れておりますので、軽油引取税を考慮しない場合においては、単位費用は上っております。

をしたいというような意味の説明をする。この単位費用を見てみると、ここにあげてある費用の数字は、第二十ニ国会で改正された数字の費用に沿った。特に昨年度末の臨時地方財政に関する特別措置法というような名前の法律が制定されたときには、今度大臣が説明されたような趣旨にのつとて相当部位費用が上げられたはずであります。そのときの説明で、その積算の基礎などを見ましても、相当そういう面が上つておる。それがそこに出でておる。たとえば道路費であれば六円九十四銭、橋梁費であるならば百三十七円六銭、こういうふうになつております。二十二国会の税法改正のときの単位費用に非常に近い数字が出ておるのに、今度急に下げられたということは、負担率の云々という問題と考え方を申し上げますと、府県の場合、標準面積一千五百五十六万平方メートル、従いまして測定単位の面積は一千五百五十六万平方メートルであります。経費総額は二億二千四百万円と考へておられます。これに対しまして特定財源を二億一千六百万円というように計算いたしまして、結果的に財源は七百万円で済む、この七百万円を測定単位の数値で割りますと、消費的経費の方の測定単位、当りの費用は

十六銭になります。これに対しまして、別に投資的経費の一平方メートル当の一般財源を計算いたしまして、測定単位の数値で割りますと、三円四十九銭、これで両者合せまして三円九十九銭、三十年度に使いました例の臨時特別法に基づきます計算の場合の単位費用は、消費的経費は二円六十銭、投資経費は四円三十銭であります。従いまして、三十年度の最終に使いました単位費用の合計は六円九十四銭になりますが、これに対しまして三十一年度は若干下っておりましたのは、この中には軽油取扱税の部分の大体六割程度が特定財源として道路費並びに橋梁費にはされるという計算をいたしておるわけであります。従いまして、もし軽油取扱税がないといったならば、六円九十四銭は若干上る、給与費の是正金だけが、つまり〇・二五の期末手当の上りました部分の平年年度化いたしました部分だけが上った、こういうことがあります。

あります。従つて全体から見ますと、経費の総額を多く見積つておる。従つて昨年よりも改善されている、こうしたことになるのであります。

○川村(繼)委員 いろいろこまかに数字を説明いただきましたけれども、なかなか一回ではつかめないので、この説明の中に、標準団体における所要の一般財源を、財政課長は七万幾らと明記したようですが、つい昨年末には九万八千五百四十四円と算定してあるようで、標準団体における所要の一般財源額というものが七万幾らとなつた、そのところを一つもうちよつと説明願います。

○柴田説明員 道路費の一般財源の計算をいたします場合には、経費の総額を標準団体について計算いたします。それから国庫補助金、道路の場合で言いますと道路占用料、それから目的税でござりますので揮発油譲与税、それから今度は軽油引取税ができたのであります。そこで軽油引取税のできません場合には、国庫負担金と受益者負担金、雑収入といものだけを引いたのが、一般財源になるわけであります。が、今度の場合は軽油引取税が入つておりますので、その六割程度を道路費と橋梁費に投入するようにして計算している。従つて一般財源額はそれだけ少くて済む、こうしたことになるわけであります。

○川村(繼)委員 こまかることはなかなか詳しくつかめませんが、単位費用と今のような説明を項目別に表にしてもして説明していただきたいと思いますけれども、それは相当时間を要する問題でありますから、これららの経費の種

類の中から一つだけ抜き出して、もうちょっと御説明願いたいと思います。これは、教育費の中に高等学校の費用がありまして、生徒一人について九千八百十円となっています。これらの積算されました基礎を、なるたけわかりやすく説明していただきたいと思うのです。

○柴田説明員 お手元に実は「各行政項目別単位費用算定基礎」というもの

を、すでに提出いたしておりますので、詳しく述べてごらん願いたいと思いま

すけれども、御質問のありました点を簡単に御説明申し上げますと、高等学

校につきましては道府県の標準の施設

は生徒大体七百五十人、教職員は三十

名、校長一人、教諭三十名、事務職員二名、雇用員三名、こういう計算を

しております。この道府県の場合におきましては、人件費と維持費が入っておるわけですが、この標準団体

の経費総額は今申し上げました教職員につきまして、それぞれ給与を計算し、その施設についてそれぞれ維持費

を計算し、生徒経費を計算いたしまし

て、そしてその団体の経費の総額を出

すわけであります。三十一年度の単位

費用を出しました標準団体の経費の総

額は千二百九十一万円で、この千二百

九十一万円に対しまして、国からの支

出金が三百三十万円ある。それから高

等学校の授業料が五百五十五万七千五

百円ある。差引いたしますと、一般財源

に求めるべき額は七百三十五万円であ

る。そこでこの七百三十五万円を標準

団体測定単位の数値の七百五十で割る

と、一千八百十円という単位費用が

出てくるわけであります。この場合

の標準団体の高等学校の単位費用といふのは、普通課程の高等学校の規模を想定いたしておりますので、基準財政百十円となっています。これらの積算された基礎を、なるたけわかりやすく説明していただきたいと思うのです。

○柴田説明員 お手元に実は「各行政

項目別単位費用算定基礎」というもの

を、すでに提出いたしておりますので、詳しく述べてごらん願いたいと思いま

すけれども、御質問のありました点を簡単に御説明申し上げますと、商業課程、工

業課程、農業課程、それぞれ課程別に

種別の補正をいたしまして、そして計

算していくわけであります。

○川村(繼)委員 今の積算の基礎は、これを見れば大体わかりますね。それ

で九千八百十円から今度は通常課程で

定時制課程でどういうふうになつてい

るか、ちょっとお示し願いたい。

○柴田説明員 昭和三十一年度の種別

補正の係数は試算中でありますて、ま

だこれは申し上げるまでの数字が出ておりません。便宜昭和三十一年度の臨時

特別措置法によりまして計算いたしま

した場合は補正係数を説明させていた

だときたいと思います。

昭和三十年度において使いました補

正係数は、普通課程を一としたしま

して、そのまま申し上げますと、単位費

を持ち合せておりませんけれども、大

きな問題點があるのです。それは

あるのではないかと私は思うのです

が、その前に、この中に算定されます

いぶん考えてもらわねばならぬ問題点

があるのではないかと私は思うのです

が、その数少くありません。都道府県の教

育費がこの財政に相当大きなウエート

を占めていることは当然のことです

ますが、その中で義務制は国庫半額の負担があつたり、あるいは交付税の算

定で見合つていくというようなこともあります。高等学校はやはりいわば純粋費でやらねばなりませんので、県

の立場を考慮して十分御配慮願いたい

と思います。そこで高等学校の単位費用の算定にいたしましても、特に今課長か

ら説明いただきました定時制等の係数

については、私はもつともと御研究

していただきまして、そういう事態の

起らないよう一つ御配慮を願いたい

い、こういうことを思うわけです。特

めに定時制は近ごろ教育の上において、

少ししまま子扱いを受ける傾向が出てき

たような感じを受けるのですけれども、動かないと仮定した場合には、

して財政計画の平均単価には見合

うように改定をいたしております。

それを財政計画の給与単価を直しまし

たのに合せまして、平均単価におきま

るが、その結果計算いたしました平均単

価が、財政計画の給与単価とだいぶ違つておる。そこで今回の計算では、

これから交付税の問題につきまして、

これはいつか同僚委員から質問があつたのじゃないかと思うのですけれども、今後国有資産等の法律が通りま

して、いよいよ三公社等の固定資産等

から納付金として入ってくるわけですが、これだけその地方団体の財政収入

と見なされる。そうしますと一応財政

需要額は動かないと仮定いたしました

場合——これは当然動くでしようけれども、動かないと仮定した場合には、

そういうような納付金や交付金の収入が増加して参ると、それだけ財政収入

がふくらんでくるわけですから、交付

税は当然それだけ減ると考えるのは間

第一類第二号 地方行政委員会議録第三十六号 昭和三十一年四月十三日

幸いにして三十一年度の係数は今研究

中であるということでありますから、

この〇・七七という係数をもう少し大きくしていただいて、定時制のこれが

ありますので、補正係数は県立の場合に

おきましては経費がさらに安くな

りますので、補正係数は県立の場合に

あるし、三十一年度自治廳としてで

るだけの処置をしてやろうということ

ないものか、その辺のところを一つ課

長からでも部長からでもお聞かせ願い

たいと思います。

○柴田説明員 定時制課程の問題につ

きましては、かねてから文部省方面か

らもやかましく言われて私たちも去年

文部省と共同調査をしまして近県を見

て歩いております。その結果本年度の

補正係数をきめます場合におきまして

は、御趣旨の点を尊重して十分検討し

ていくということに相なっておりま

す。そのつもりで作業を進めており

ます。

○川村(繼)委員 私今概略一つの問題

をお聞きいたしましたが、その点につ

きましては地方の都道府県の財政の問

題と考え合せまして、また教育の重大

問題を考えて一つ十分御配慮願いた

ります。

○柴田説明員 私今概略一つの問題

をお聞きいたしましたが、その点につ

きましては地方の都道府県の財政の問

題と考え合せまして、また教育の重大

問題を考えて一つ十分御配慮願いた

ります。

○川村(繼)委員 私今概略一つの問題

をお聞きいたしましたが、その点につ

きまして

違ひございませんね。

○後藤政府委員 おっしゃいますよう

に、交付金があえて参りますとそれだ

け交付税が減る、総額じゃありません

ん、七割だけ減る、こういう計算にな

ります。ただ国有林野につきまして

は、かつて交付金がございましたの

で、国有林野の分だけにつきまして

は、今回の増額する分だけについてそ

の取り扱いをする、過去に受けた額の

同額については交付税の差し引きはし

ない、こういう建前にいたしております。

○川村(繼)委員 今財政需要額をかり

に動かないものとした場合には、財政

収入が増していくば、今説明のように

交付金はそはだけ少くなつていく、そ

うするには当然減つてくる。それを全

額といふのは、國で予定しておる

ものが少くなつていくのじや

ないか、こういうふうに一応私として

は考えてみるのであるが、その場合交付

税額といふのは、國で予定しておる

ものが少くなつていくのじや

ないか、こういう計算になつてなさるの

で、国有林野の分だけにつきまして

は、今回の増額する分だけについてそ

の取り扱いをする、過去に受けた額の

同額については交付税の差し引きはし

ない、こういう建前にいたしてお

ります。

○川村(繼)委員 今財政需要額をかりに動かないものとした場合には、財政収入が増していくば、今説明のように交付金はそはだけ少くなつていく、そういうものは当然減つてくる。それを全額といふのは、國で予定しておるが少くなつていくのじやないか、こういう計算になつてなさるの

で、国有林野の分だけにつきましては、今回の増額する分だけについてそ

の取り扱いをする、過去に受けた額の同額については交付税の差し引きはしない、こういう建前にいたしてお

ります。

○川村(繼)委員 では次にもう一つ別

の問題をまた概略的にお聞きいたしま

すが、大体昨年度と變りないだけの交付

税額が参るのではないか、かように私どもは考えております。

これはもちろん見込みでありますから

も、とにかくそういうものが行くわけ

だ。これも三分の一じゃないか、これ

は政令か何かできめておると思う。と

ころが今都道府県は非常に財政が窮屈

なものだけが配分される場合にどういう

結果になつていくだろうか。たとえば

三十年度の都道府県の財源不足団体の

数字を見てみると、基準財政需要が

千八百八十七億一千円余りになつてお

るようですが、基準財政収入が八百五十九億四千万円余りになつてお

る財源不足として一千二十七億六千万円

余り出でおりまして、それに財源不足

額に対する普通交付税が同じように一千二十七億六千万円余り交付されてお

る。そうしますと今の財政収入が増し

ていけば不足額といふものは少くない

むんじやないか、こういうようなこと

いう意味の手数料というのですか、そ

ういう補助も行くんじゃないかと思う

のです。ところがどうもそこに均衡の

とれていない問題があるよう思つた

です。たとえば、小さい例ですけれど

も、文部省によく聞けばわかると思

います。これは財源の総額がふえるの

でありますから、それは補助金の指令に

あります。これが財源の総額がふえるの

でありますから、つまり交付金が出ます関係

で、個々の団体別に見ますと、交付税

の額が減るということはあり得ると思

います。これが財源の総額がふえるの

でありますから、つまり交付金が出ます

関係で、個々の団体別に見ますと、交付税

の額が減るということはあり得ると思

います。これは財源の総額がふえるの

でありますから、つまり交付金が出ます

関係で、個々の団体別に見ますと、交付税

の額が減るということはあり得ると思

います。これが財源の総額がふえるの

でありますから、つまり交付金が出ます

○後藤政府委員 おっしゃいます危険

検査の分は、たしか監督事務費ではない

法律の適用を受けなければならぬとい

うので、戦々ぎよぎよたるもののが

ないでもない。そこでそういうよう

な問題がありますね。市町村で補助を受

けて危険校舎の改築をやる、あれは三

分の補助だったと思うのです。と

ころがそれをやらせる場合に、県の教

育委員会にそれを指導し監督して事業

を完成させるまでの手数料というので

すか、名目はよく知りませんけれど

も、とにかくそういうものが行くわけ

だ。これも三分の一じゃないか、これ

は政令か何かできめておると思う。と

ころが今都道府県は非常に財政が窮屈

のままです。別途に出でるのです。

これは委託費になりますれば全額を国

が出すということになりますが、委託

費の格好とならないで補助金の格好を

とつておりますので、そういう意味で

地方団体、県に負担を負わしておるの

でございます。

○川村(繼)委員 わかりました。今

の監督事務費ですか、たしかそういうよ

う名前だと思うのです。委託関係の事

業は全部出でる。今の補助事業の

ものは三分の一、今まで私は私も県なら

うの監督事務費ですか、たしかそういうよ

う名前だと思うのです。委託関係の事

業をしておらぬといふことは、この問題について考へるときには、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、あの法律の適用を受けなければならぬといふことです。たしかに監督事務費ではない

個々の問題がありますから、せつかく

この公共事業関係等にそういう率を引

き上げたりする努力をなさつたのであ

りますから、そういうような県負担の

ささいな事務費といふものは、市町村

が仕事をやるのを監督してやる。見て

ることですから、これは県なら県に

やはり全額出してやつて一大したも

のではありませんで、しっかりと出し

てやつて、完全に市町村のそういうよ

うな仕事、さつき申し上げました危険

校舎の改築等の事業が進捗するよう

にやらせるということが考えられるので

はないか、必要じゃないか、私はこう

思ふのですが、長官のお考へいかがな

ものでございましょうか。

○鈴木(俊)政府委員 補助金で危険校

舎に対する補助金の地方負担分を、全

部地債その他の財源で確実に見れば

いいのですが、見れない場合に

おきましたとしても、地方団体として、こと

に首長あるいは議会方面においては、

やはりその市町村としては校舎の改築

をいたしたい、こういう強い希望がござ

りますれば、若干一般財源の方は無

理をしてこれをやる、こういうの

が、今までの少くとも傾向であつたと

思うのでございます。そういう意味でござ

りますれば、若干一般財源の方は無

理をしてこれをやる、この問題について考へるときに、少しは疑惑が

あるようあります。ところが危険

校舎等の問題については、三分の一のし

れは裏づけをしてやらなければならぬ

と思う。ところが今県の財政がいろいろ

生じないでもないわけです。完全にそ

ういうふうになつておるか御説明願い

のでも非常に心を痛めておる。ところ

が、今までの少くとも傾向であつたと

思うのでございます。そういう意味でござ

りますれば、若干一般財源の方は無

理をしてこれをやる、この問題について考へるときに、少しは疑惑が

あるようあります。ところが危険

校舎等の問題については、三分の一のし

れは裏づけをしてやらなければならぬ

と思う。ところが今県の財政がいろいろ

生じないでもないわけです。完全にそ

ういうふうになつておるか御説明願い

のでも非常に心を痛めておる。ところ

が、今までの少くとも傾向であつたと

ていこう。こういところから出て
いたわけでございますが、将来にお
きましては、今回補助率を高めたこと
も十分各団体としては考えてもらいま
して、やはり一般財源の裏打ちが十分
できる見通しが立つ場合において、補
助金を受けてその事業をやる、こうい
う考え方方に立つてもらいたいと思うの
であります。補助金さえもらえば、一
般財源の方は多少無理をしてもこれを
やっていくという傾向は、なるべく是
正をしていくようにして、健全財政の
措置をとっていただきたい、こういう
のが一般的な考え方でございます。
○川村(郷)委員 私のお尋ねしたのは
そうじやないのですよ。大違ひなんで
すがね。市町村なら市町村が危険校舎
の改築をやるでしよう。その場合に、
今次長のおっしゃったようにして下さ
ればこれ以上はありませんが、そ
うじゃなくて、その改築をやる場合に、
県の委員会なら委員会が事業を監督す
るわけですね。指導するわけです。そ
こでさっき部長の言葉にありましたよ
うに、監督事務費というものが出てくる
。これを考えると、国が当然監督し
あるいは指導していかなければならぬ
問題でもあろうから、県が監督事務費
としても立っているその事務費ぐら
いは、国から全部出してやつて、県の監
督指導が完全にいくように考える必要
があるのでないか。私県の受ける
監督事務費のことを言つて、いるわけ
です。

それ以外の三分の二の地方負担に属する分を単位費用の上において計算を算入れて、交付税の財政上の算定の基礎に入っているわけでござりますから、三分の一の補助金に対応するものは、一応計算上は出でてゐるわけあります。それを思い切つて補助金全部やめて、全部その地方の一般財源でやるといふことになりますれば、単位費用を三分の二にするなり、補助金分の三分の一を上げて高めるということになりますれば、その方が筋がはつきりするかと思いますが、しかしいずれにしましても、これは財政上の負担の関係においては、実質的には団体としては變りがないであります。

○中井委員 川村君がお尋ねしているのは、國の市町村に対する補助金に対して、県が中間にありますしてこれを監督するとかなんとかいうことでありますから、國が多少の金を出す。しかし、その監督に要する不足の部分は、義務的に優先的に実は府県が出さにやいかぬのです。にもかかわらず、ここ数年來の府県の赤字のために、府県は市町村を踏み台にしているということを私は少しちゅう音うが、そういうことなんであつて、この残りの三分の二を府県が出すのを惜しいもんだから出さない。兵庫県におきましては、選舉に対する経費まで西宮だとか芦屋とかいふところには、お前のところは金持だからお前のところでやつておけといつて、國から市町村に渡してくれといつてよこした金さえ兵庫県は横取りをしておつた。こういうものは全国至るところにあるわけです。そこでおそらく川村君の御質問は、熊本県の現実に即応して、名前は上げられぬが、熊本県

ある小学校で危険校舎だから修繕しないとしても、設計ができないとか、なかなかすぐすく言つてやらない。しかしよくお調べてみると、経費は三分の一であと三分の二は県で出してくれない、こういうことだと私は思う。そういうことについては、私は自治庁としてほっておかれるべき筋合いのものではないと思う。そういうことをするのではなく、県が国にかわつて国の委託事務としてやつっていることであるから、どうしても県は義務的な経費として計上すべきであるというふうなことを、自治庁から強力に指導をすべきものと私は思うのだが、どうですか。

が市町村に参つております。それの配分についての仕事は府県でやつておるわけであります、その配分について十分な指導が行われていない、配分について不親切だ、こういう問題がやはりあるだらうと思います。これはやはり事務費も少くなる。その関係で市町村に來いといつてもならないが見に行けない十分に指導ができるない、これが山本にさかのぼつて、そういう補助金を基礎にした事業費を組まないで、一般財源でやるか、それとも別な形でも、とにかくさんぶやしてきたものを委託料の形でやつて指導をさせるか、どちらをとるか、という問題に私は結論はないと思う。そういう方向に私どもは持つていきたないと考えております。

ら教育委員会は財政的に非常に窮屈でありまして、常に身平低頭して、一でも大事に使わねばならぬ状態に追込まれているときに、大事な市町村校舎建築などといふような指導監督できない。その結果変な事業になつたら困るというようなことも当然配していかねばならぬ。そういたますと今のような問題は、結局市町の事業を国にかわって県が指導監督するのですから、そういう方面については、ぜひ自治庁としては、そういう督事務費のこときは、県が自腹を切らぬでもいふように御配慮願いという意味合いであります。私二三の問題を大ざっぱにお尋ねいたしましたが、他の委員の御質問もあるといたしますので、一応きょうはこれで終ります。

か、これに對しまして三大税が六千四百六十四億円だったと思ひます。その方程式をながめてみますと、国の財源で三大税の中の四分の一に当るといふ事柄は、國の目から見た一つの問題でござります。しかし一方におきまして、地方財政そのものはいろいろ手を加えては參りましたものの、まだほんとうに落ちつくところに行くのには、自主財源をどうしたらいいかという大きな問題があります。ただ國から出する金が多くなったということは、非常に私は強く見ております。しかし多いからそこで切つてしまふというようなことは、地方の自主財源がそこにすぐ発見できるかという問題も残つて、これは地方財政全般にわたりまして、その財政計画でいえば、需要面も収入面も根本的に考える問題もありましようけれども、私どもとしては、ゆる人件費にしても物件費にしても、経費の面において考へべき問題もありましよううけれども、私どもとしては、微力ながら相当にこういう方面にも気配つてできるだけのことをしてきたのでござりますが、そういう歳出といふか、歳入といふか、基準財政収入といふか、基準財政需要といいますか、そういうことは、非常に大きな支出だといふことはいなめないと思う。ただし国から出す金として三大税の四分の一に当るとの三つの税の本質を、国税の面から見ましても、景氣の関係も最も強く現わ

れるものであるし、また物価の点も最も強く現われるものでございまして、それが非常に増すという場合におけるこの比率の問題もまた考えなければならぬと思います。私は固定的に四分の一以上出してはいかぬという意味合いで申し上げたのではなくて、四分の一のがいかにも大きいということを申し上げたので、よく引き合いに出される防衛費の関係等を見ましても、この四分の一の額は相当な額になります。防衛費を減らしたらしいではないかといふ国家財政上の議論もありましようが、これを逆に申し上げますならば、幾ら増しても国家が地方のために出さなければならぬという議論のときには、この四分の一というものは一応も二度も考えておかねばならぬ問題ではないか、かようない意味で申し上げたのでござります。結局するところ、自主財源問題、また地方事務のものに対する問題、また、国がどういうふうに考へべきかとて、國がどういうふうに考へべきかとて、その問題からくることと思うのですがござります。

唯一のたよりになつておる一つの構分子だとこれを考えております。ことに対しても大臣が今のようなお考えだといいたしますすると、率直にお伺いたしましたが、しばしば三十二年度の税制改正でと言われておりますが、税制改めによってもこれはなかなか解決するとは事実上困難だと思つております。やはり交付税のあり方自身を、どう変更していくかが内容的には非常に問題になつてくると思う。もし税制改正を完全に行われて、今国が出ております問題の一つとして手のつけられると思うえられることは、地方に国が今持つておる税財源を与えて、そのかわり國が行政機構の改革を根本的に行なつて、地方の今のような補助金による財政の指導でなくして、行政指導の立場に立つていくことで補助金を一括整理する。そうすると、現在出しておるを得ざる警察あるいは教育というような補助金だけを除いて、相当額のものが地方に、国が行政指導という立場を明確にするならば譲れると思う。そうなつて参りますと、今持つておる国の税財源を地方に移譲することはもう困難ではないと思う。どうしても今の大臣のお考えだいたしますと、三十九年の税の中の四分の一といふものが非常に大きな問題のように思ひます。地方と国との間における財政の総額から見て参りますと、実際國が使っておる金は六千億ないし七千億であつて、それが一兆の金を使っておるということはいなぬない事実であります。従つてこの財政規模と財政構成との間ににおける不均衡を直そうとするならば、今の大臣の御答弁では非常に抽象的であつた

て、これを改革していくこうとするは、一つには交付税を思い切って上げることによって片づける。上げると同時に今の配分の方法を変えていく。個々の自治体から見れば調整財源でることは関係ないのでありますから見れば地方自主財源であります。この矛盾性に対しても、どこで自主財源というような形を織り込んでいくかいうことの方の技術的な問題があると思う。技術的な問題が解決するとなれば、交付税の額は、もう少しでも国家財政については大して影響はない。税種目が完全に地方に移譲することができればけつこうです。たゞたばこ消費税のように、全額地方に出してしまうというような思い切ることが、国でなければけつこうです。しかしできないとするならば、やはり一部調整財源としての国の行き方、一部自主財源としての地方の財源付与のために、この交付税は交付税率を上げて内容を改正していくという方向のことが、やはり自治体にとってやりいのじやないか、また国としてもやりいのじやないかというふうに考えるのですが、この点に対するあなたの考え方ですが、ござりますならばお聞かせ願いたいと思います。

司委員の申されました各方面からの問題を整理していくかなければならないので、率がきまつて国庫支出がきまつてくる、この交付税制度だけを取り上げていくというのには、まだ踏み切りができないでござります。先ほどお示しの補助金の問題その他地方事務の問題全部にわたりまして考えていかなければならぬ。かつ税制につきましても、口先だけなく真剣にどういう財源を国と地方との間に振り当てていくかといふ問題になりますので、ただ交付税率をまず上げるという議論には、私としてはまだ踏み切りができない。問題のいろいろな点につきましては、門司委員の言われた材料を私もいろいろ組み合せて考えている次第であります。

○門司委員 はははだ抽象的な話で、これ以上お話する必要もないかと思ひますが、そういたしますと、ちょっと交付税の関係とは別でありますと、税制全体、財政全体の問題に關係いたしますけれども、大臣がしばしば言われ、本会議でもしばし答弁されております三十二年度において國、地方を通ずる税制改革を行う、そして地方財政に対する考え方をはつきりしたいと、いうことについては、今のところはつきりした構想はないというようになつてよろしくうございますか。

○太田国務大臣 材料としてはいろいろなことを考えておりますが、確定的にこの財源をこう持っていくかという問題については、まだ検討中と申しますが案を練っているときでござります。

○門司委員 もう十月あるいは十一月になれば、次の三十二年度の予算の編成にからなければならぬのに、今までつづきりした構想がないというりと

になりますと、来年度の地方財政計画についても、私どもはははだ心細いという以外に実はないのであります。

それで、もう一つ大臣にこの機会に承わっておきたいと思いますることは、大臣のこの説明要旨の中に、各都道府県及び市町村の態容補正という言葉が使われております。そして、その次には「市町村の都市化の程度により、行政の質の差を測定している補正でありまして、「こう書いてあります。このことは、地方行政から考えて参ります」と非常にによろしいことであって、せひこういう形でやってもらいたいといふ構想はいいと思いますが、ただ問題になるのは、今度は国と地方ではございません、おのおのの地方自治体の財政規模と財政構成からくる一つの債務、それからもう一つ問題になりますのは、行政に対する構成がどうなつておるかということがあります。個々の自治体とこれは違うのであります。このことをさして大臣はこういう都市の伸びしていくことについても十分考慮されるという御配慮だと、私は解釈しております。従って、この面につきましては大臣の御答弁に非常に私は賛意を表するのであります、実際上の問題として、交付税の配分に対するこれら要素が十分に織り込まれておるかどうかということについての多少の疑問を持つのであります。そこで、これは事務当局によろしくお詫びいたしますが、このことは十分事務当局は御承知だと思いますので、たとえば、町村あるいは市、県の財政の算定の基礎になつておりますのを算定されるとときの現段階における自治体の規模

は、どこを基準にして一体出されておられるのか、その点を一つ明確にしておいたいただきたい。

どうかということについてのもう二
つの県というのではなく、人口段階に
よってと、ここに私は大きな矛盾
がありはしないかと思うわけでありま
す。実際上の問題としては、やはり、
財政的に見ても、あるいは行政的に見
て参りましても、日本の四十六都道府
県の中で、一応今日の法律の範囲内に
おいてやつていける、この程度のもの
が日本における標準化されたものでは
ないかというような一応の目安を当局
は持つべきではないかということを考
えております。そうしないと、実態に
沿わないものが今日でき上つておる、
こう私どもは言えると思うのであります。
問題は非常にむずかしいと思いま
すが、府県においてもそういう考え方
が出てくる。ことに町村におきまして
は、最近町村合併その他が行われて市
が非常にたくさんふえております。そ
の関係から十万以下の市がたくさんあ
る。一応十万という数字を抑えること
も必要かと思いますが、問題になりま
すのは、十万から十五万、同時に三十
万からそれ以上の市との性格が全然違
うということになります。十万までの
都市が一つの都市という形を示してお
りますが、その地域における密集した
市街地と、いうものはごく小部分であつ
て、今日たくさんふえております自治
体の中では、そう大きな問題にはなら
ないと思う。ところが三十万あるいは
五十万、それ以上になつて参ります
と、これは純然たる市街地としてのす
べての態様を備えておるし、同時にこ
れらのものは、やはり文化その他の向

上が、他の都市と全然違つたものになります。それから行政その他の関係から行きまして、それらの都市とは全然異なつたものをここに持たなければならぬらしいということが出て参ります。御承知のように政令の市というようなものがこれ以上の市に大体当てはまつてくる。それから十万以下の都市では問題にはならない、たとえは塵芥の処理であるとか、屎尿の処理であるとか、そういう費用を出さなければならない。十万までの都市くらいならば、私もおそらくその必要がないと思う。これはだんだん大きくなればなるほど非常に大きな数字になつてくる。その他の一切の施設にしても、道路等の整備にしても、十万の都市までは県道で事は足りると思う。ところがそれ以上の都市になりますと県道、国道だけでは足りないで、いわゆる市道と称されるもの、県道より以上の効能と力、範囲、重要性を持つた市道というものができなければならない。従つて今の自治庁の考へております地方交付税を通じたものの考え方の中には、この点非常に大きな誤まりがあると思う。従つて、これを是正される御意思があるかどうかということを、この機会にもう一応聞いておきたい。

ただきたいと思います。それから標準団体を一応十万にしておりますが、これをもつと上げて考へるか、下げる考へるか、これはいろいろ御意見のあるところだと思います。私どもは一応十萬の都市というのが都市的な性格をもつて居持っている標準団体である。従つてそこを中心にして考へていくのが、全体の市町村を考えます場合にいいという建前をとつて、ずっとやってきておられるわけであります。お話を通りある一つの市町村で人口があふえて参りますれば、行政内容も変質して参ります。量から質に移つてくる、こういうことも考えられますし、また現実にもやはりそういうこともわれわれ承知しております。従つてどの団体から質的変化を来たすか、県の行政の内容が質的変化を来たすかといふことにつきましては、非常にむずかしい問題があるわけであります。従つてどの団体を考へます場合に、常にこういうことを考慮しながら上の団体の方に補正係数がかかりまして、財政需要が伸びるような格好になるようにしております。ただそれは交付税等の総量の関係があります。総量が相当伸びる場合には、財政需要の全体を考えまして、ある程度そういう質的な差を強く出していきたいと考へております。本年も昨年から見ますと多少ふえて参つておりますので、この機会にさらに從来のような考へ方をもちまして、財政需要につきまして検討していく次第でございます。考へ方をいたしますれば、おっしゃいます方向に私どもは徐々に向つて行きたいと考へておる次第であります。

卷之三

のここに書いてあります経費の種類、測定単位あるいは単位費用、この問題であります。この問題について、自らあります。従つてこれも資料として出していただきたいと思いますが、ここに府県の場合は一から七までと書いてあります。これらに対する一応のパーセンテージでもらうべきです。なぜなら、ここに書いておいてもらいたい。それから市町村に対しましても一から七までの間の配分の割合を一応ここに出してもらいたい。私がこういう資料を求めるのは、さつき申しました各自治体の行政内容で、それはおのおの違つておるのであります。従つてここに書かれておりますので、そのおのおのの配分基準の見方によつて多少問題が違つて参りますと、行政内容のおのおの異なつております地方自治体は、たまたま配付の基準に適合した行政内容をたくさん持つてゐるところは、非常にたくさんのお預りが行くかもしない。しかしながら、そこはその割合が割合に少くなつてくる、こういうことが一応言えるかと私は思うのであります。従つてこれらについて一体どの程度に配分の方法をきめられておるかといふことを、一応お聞きしておきたいと思うのであります。私がこういうことを申し上げますのは、たとえば市町村の場合の教育一つを見て参りましても、児童数の一人一人について幾らという数字はわかるのであります。その次の学級数に至つては、これは実際はわからぬのであります。学級数は、御存じのように三十

ありましょうし、場所によっては八人以上詰め込んでおる学級もありまつので、それを学級が同じような単価をきめられておるということになるところにも非常な不公平が出てくる。当校の数も同じであります。こういう形が、今日の交付税からくる地方の個々の自治体に対します財政内容とマッチしないところがある。ある団体は交付金だけもらえば、その村からあまわり税金を取らなくとも何とかやって行ける、こういうことが出来はしないか。だからそういうものは、国が調査財源として見ていくこうとする税の本質から考えて参りますと、当然これらについての多少でもアンバランスがござりますなら、これを是正することがやはり私は必要かと考えます。従つてこれらの点について、もし御答弁ができますなら、今お考えをお伺いして、さらに資料を提出できるなら、一応資料を出していただきたいと思いまます。

について見ますすると、やはりそういう実例があることも承知いたしております。しかばそのほかの方法でもつて、どういう全国的な測定方法をとつたらいいかということになりますと、なかなかいい手段がないのであります。お話をのように小中学校の経費を見ます場合に、生徒数だけをとつて参ります。されば、学級数の非常に多いところは非常に困つて参ります。そこで学校の生徒数を一方でとりながら、学級数を測定単位に入れまして、分校等の多いところは、一学級当りの人数の少いところを学級数でもつて見ていくう、こういうことに直したのであります。それからもう一つ、分校の多いところは、やはりそれでも抜けるのであります。そこでまた今度は学校数というものの考え方であります。こういふふうに見ておるわけであります。さらにその上にいろいろな補正係数を加えて参りまして、その補正によって測定単位費用で出たものを見ていく。こういういろんな操作をやりましてやつておるのであります。もちろんお話をのような点もござりますので、毎年各団体の実情を聞きまして、合理的な標準がありますればそれをとつて、全国的に試算をしてみて、方式に移していくという改善の手段を講じておる次第でございます。

が、この前の税制改正のときにも申し上げましたように、駐留軍の駐留したことによる市町村に及ぼす被害、これは被害といった方がはつきりしていると思う。この被害の状況について特別交付税というようなあいまいなものでなくして——日本に今駐留軍のあります都市は非常にたくさんあります。従つてやはりこれらの問題も、地方交付税の配分の一つの基準にこの際入れた方がいいのではないか、それが実質的ではないかというふうに私は考えるのであります、この点についてのお考がござりますか。

いませば、私どもははつきりした形で見たいと思っておりますけれども、今とのところいろいろ検討しております。これが実情であります。

○門司委員 なるほど取れないものは取れないとして見れば、それでいいかも知れないが、そのことによって地方自治体のこうむっております被害というものはかなり大きい。もし必要があるならば、きわめて詳細な資料を私の方から出してもらおうございますが、神奈川県における昭和二十五年くらいから昭和二十九年までの、国あるいはその他の団体に何ら関係しないと思われる渉外活動としての県の持ち出しが、約二十億ございます。十九億四、五千万円でござります。それを二百種類ぐらいにこまかく分けて調べたものが、私のところにあります。これはやはり、県がそれだけ出しておりまして、横浜も出しておりましょう。これがためにおのおのがり大きな被害をこうむつている。それは表面上の固定資産税が取れるか取れないかといふことじやない。いわゆる財政需要がそれだけふくらんで来ているのですが、神奈川県には、御承知のように他府県にはない渉外事務局といいうものがございます。そこに渉外課があつて、渉外課の中には幾多の人間がおつて仕事をしてゐる。こういうものは今のものさしで、はかれない一つの特殊のケースを持つております。これらについては、やはり今まで特例の一つの地方団本

としての取扱いをしておったと思いま
すが、こういうふうに財政状態が非常に
に逼迫してくれば、やはりこれを一般
の交付税の算定の基礎の中に取り入れ
て、當時これを見てやるというような
建前に立つべきだと私は思う。これは
やはりどこまで使い分け制度で行くか
と、やかましく言ってくれば幾らかか
げんをしてやって、言つて来なければ
かげんしないということになると、どう
うしても陳情しなければならぬという
ようなことになる。現在駐留軍のおりま
すところは、府県別にして十六ぐら
いありますようが、こういうものにつ
いて、一体交付税の算定の基礎の中
に、そういうものを入れるという考え方
はないのですか。

入っておられます。財政需要と申しましても、従来の交付税の觀念の中へ入れていいないような財政需要ももちろん入っております。それから駐留軍のおりましてところによつて市町村の財政需要のあり方が違つております。非常に異なつたものがありますので、なかなか統一したものができないのであります。何とかいたしまして統一的な測定単位を探し出して、公平につけるようにいたしたいと考えておるのであります。

それらに対する勘案もしなければ、たゞ単に調整財源だけの役目をこの税に果させるということは——実際の姿は今調整財源という形をとつておりますが、國から見た地方の自主財源としてこれが取り扱われるということになると、やはりそれぞれの自治体の財政といふものも、そこに加味していく必要があるのでないか。従つてその配分方法についても、かつての配付税のような形で配付できないとするならば、この基準財政需要額の中に、基準財政を測定する単位の中に、ある程度そういうものが織り込まれてしかるべきではないかというように私は考えるのであります。この点に対するお考えがあるならばお答えを願いたいと思ひます。

実の財政需要に漸次近づいていくといふことになりはしないかと思つております。

○門司委員 地方財政法と地方財政再建の問題について、一つだけ大臣に聞いておきたいのであります。これは例の国庫負担金あるいは補助金等の関係でございますが、これが先ほどからしばしば議論になつておりましたが、実態は各都道府県、それから市町村に参ります場合に、非常に時期はいずれになつて参ります。地方財政法の十九条にはそういうことをしてはならないとはつきり書いてある。とにかく年度内に使用した場合に遅滞なく支出せよと書いてある。地方財政法の十九条にはそういうことを規定いたしておりますが、実際は年度を越えております。

実例をあげよと言われば実例をあげてもよろしくうございますが、ここに東大教授の鶴銅信成氏を中心とした実態調査報告書が参つております。東大のこれに関する学者諸君の検討した書類を読んでみますと書いてあります。はなはだしい例は、会計年度を越えて、五月で越えて六月二〇になつて、

す。実際町村はこういう目にあつておりますので、法律的に何か改正する必要があるのじゃないか。また改正すればできるのではないか。たとえば概算払いもできるというようなものの中にこれを入れていくか、あるいは分割払いが完全に行われるということにしていいか、進行程度に応じて逐次支払いができるようにしていくか、地方財政法の十九条が空文にならないで、地方に迷惑をかけないようになるとが法律的にできると思いますが、こういうことをお考えになつていただけますか、この際大臣に聞いておきたいのであります。

○門司委員 私は今の大臣のお言葉を返すようですが、御趣意に沿うと言いましても、何とか解決をしなければならないことなのです。府県では一つの事業は完成しなければいけないので、どう考へ方を強く持っております。そ

これから統計が集まらなければ分配ができないというような考え方を強く持っております。そこで国がかりに適当な時期に出しております。それが末端の市町村に行く場合にこういう結果が出てくる。だからその間の調整は、私は法律の中に概算払いができるとかなんとかいうことが明確になっておれば救われると思う。

もう一つ悪いのは、市町村にあまり早く補助金をやると、その補助金をそのままに使わないで、ほかへ使う危険性があるからといふものの考え方があると思う。そういうことがかりにあつたといたしましても、事業をやっていることこれが事実であるならば、その事業に差しつかえのないように府県から末端の市町村に、ということは規則でもよければ、何か自治庁からの通達、それは会計の問題であるからあるいはできないかもしませんが、政令で分割払いができるようにしてもらわないと、財政法の十九条には、国は支払いをおくらせていかぬということがはつきり書いてある。だから一つそういうことだけでなくて、何とかはつきりした処置をとるということにしていただきたいと思うのです。

○太田國務大臣 これは各省にもわざることでございますし、また法律なり規則をどう変えようとも、心がまえが一番大きな問題だと思いますから、さしあたりはその方面におきまして遺憾なきを期するようにしたいと思います。

○大矢委員長 それでは午前の会議はこの程度にして、暫時休憩いたします。

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

午後一時十一分休憩